

議会基本条例調査特別委員会報告書

平成 27 年 3 月 24 日

大山町議会議長 野口 俊明 様

議会基本条例調査特別委員会
委員長 岡田 聡

平成 25 年 6 月 28 日に設置された本委員会で議会基本条例について、下記のとおり調査研究を行ったので、会議規則第 77 条の規定に基づき、報告し調査を終了します。

記

- 1 委員会の開催** 平成 25 年 8 月 8 日～平成 27 年 3 月 16 日 計 12 回
- 2 行政視察** 平成 25 年 10 月 15 日
北海道夕張郡栗山町
「栗山町における議会改革と議会基本条例の特徴」
- 3 勉強会** 平成 25 年 11 月 22 日
鳥取大学地域学部地域政策学科 教授 永山正男氏
「議会基本条例と議会の活性化」
- 4 研修会** 平成 25 年 11 月 25 日
鳥取県町村議会議員研修会
山梨学院大学法学部政治行政学科 教授 江藤俊昭氏
「住民自治の進展と新しい議会の役割と課題」
- 5 住民説明会** 平成 27 年 2 月 20 日 19:00～
保健福祉センターなわ
出席者 13 名

6 調査結果

(1) 議会基本条例とは

地方分権時代にふさわしい議会のあり方や議会・議員の担うべき役割等を明らかにするとともに、議会改革の推進と活性化をはかるため、その基本的理念や方向性を示し、議会・議員の活動原則や町民と議会との関係、町長等と議会との関係などを定める条例である。

(2) 条例制定の必要性

大山町議会では、合併直後から議会改革や活性化の重要性を認識して取り組んでおり、その集大成として議会基本条例を制定し、さらなる取り組みを行う決意を町民に対して示す必要がある。

(3) 大山町議会基本条例

(別添 大山町議会基本条例(案)のとおり)